

## 2 地区集会所、地区公民館の取扱について

建 第 349 号  
平成21年 2月 2日

下記に該当する「地区集会所、地区公民館」で、集会室の床面積の合計が200㎡未満であるものは、建築基準法第2条第二号に規定する「集会場」として扱わないこととする。

ただし、建築基準法第48条の適用にあたっては、法別表第2（い）項第四号に規定する「学校、図書館その他これらに類するもの」の「その他これらに類するもの」として扱うこととする。

- ①町内会等一定の地区の住民を対象とした施設であること。
- ②当該地区外から一時に多数の人または車の集散する恐れのない施設であること。
- ③当該地区住民の社会教育的な活動あるいは自治活動の目的の用に供する施設であること。

### 解 説

- ・「（仮称）総則・集団規定運用指針集（日本建築行政会議編集）」によれば、「教会、寺院の礼拝のための専用施設」、「学校の体育館・講堂」、「利用者が特定されている小規模な会議室・研修室」、「利用者が特定されている小規模な地域の公民館」は、建築基準法第2条第二号に規定する「集会場」に該当しないとされている。
- ・地区公民館は社会教育法第21条に規定するものをいい、地区コミュニティーセンターを含む。
- ・「島根県建築基準法施行条例」は建築基準法の施行に関し必要な事項を定めるものであることから、本取扱を適用することができる。

関連法令

建築基準法第2条第二号、同法第48条、法別表第2（い）項第四号

参 考

「第一種住居専用地域内の公民館、集会所について」S53年8月11日東住街発第172号

「（仮称）総則・集団規定運用指針集（日本建築行政会議編集）」